

公 示

法人タクシー事業における軽自動車の導入を認める地域について

「法人タクシー事業の申請に関する審査基準について（平成 14 年 1 月 18 日付け中運局公示第 242 号）1. (14)③に定める軽自動車（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。）の導入を認める地域について、下記のとおり定めたので公示する。

令和 8 年 8 月 10 日

中部運輸局長 神谷 昌文

記

別紙のとおりとする。

附 則

本公示は、令和 8 年 8 月 10 日より適用する。

営 業 区 域	導 入 可 能 台 数
伊豆交通圏	営業所の配置台数の5割まで

※導入可能台数の小数点以下は切り捨てとする。